

令和 6 年度 市営住宅入居登録募集案内書

- ◎習志野市では、次のとおり令和 6 年度市営住宅入居登録募集を行います。
- ◎この募集案内書をよくお読みいただき、受付期間内に申し込んで下さい。

空室入居登録募集

- 抽選で、鷺沼・鷺沼台・泉・東習志野・香澄・屋敷の各団地に空室が生じた場合に
入居を案内する順位を決定し、登録する募集です。
- 希望団地に空室が生じた時点で、入居審査のうえ入居を決定します。
- 登録期間は、(令和 7 年 3 月 31 日) までです。この期間内に空室が生じないときは失効となります。

<受付期間>

令和 6 年 4 月 15 日 (月) から令和 6 年 4 月 30 日 (火)
土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

<受付場所>

住宅課窓口 (習志野市役所 市庁舎 4 階)

<申込方法>

申込書及び必要書類を受付期間内に住宅課へ提出してください。
郵送では受付できませんので御了承ください。

◎問合せ先

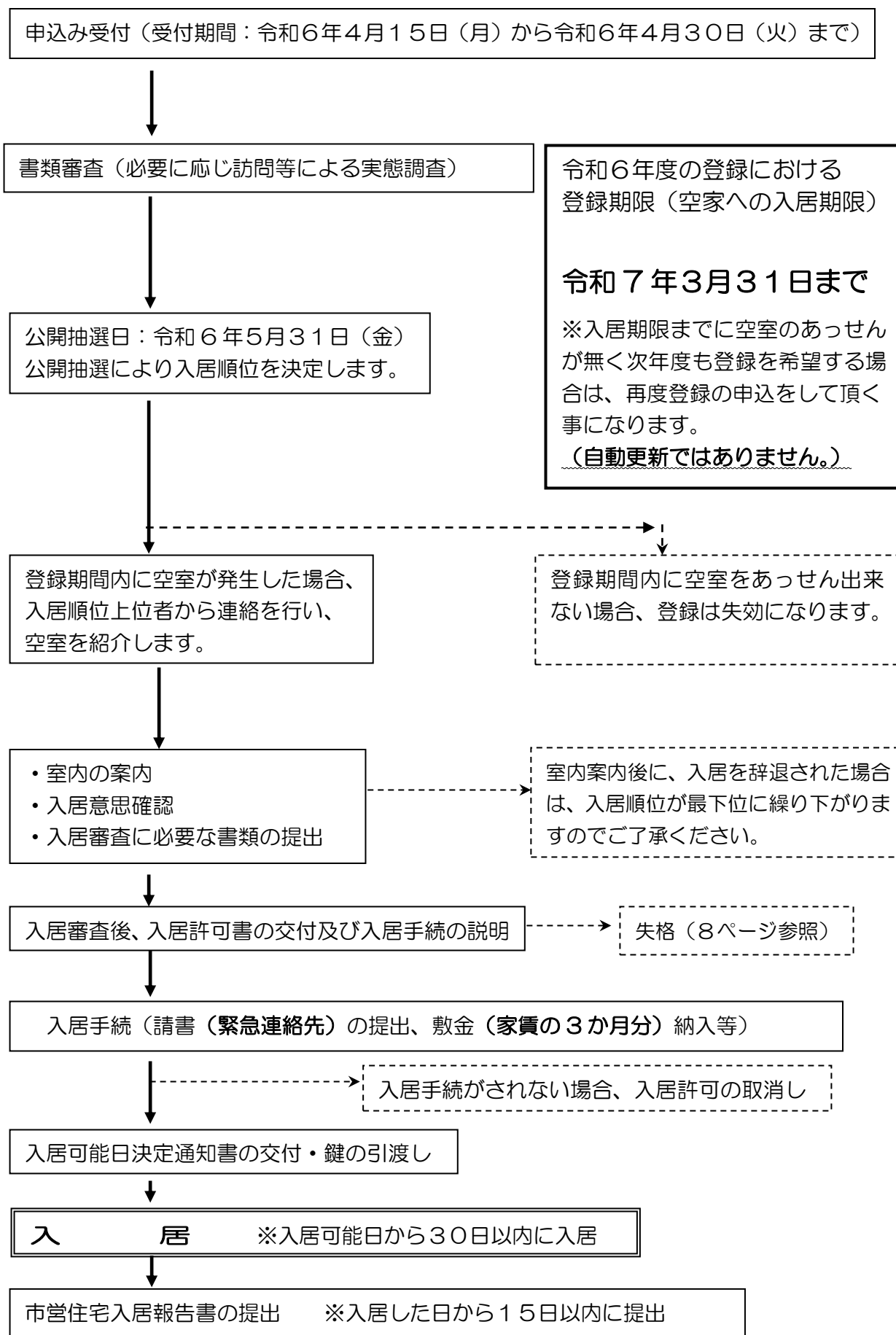
習志野市 都市環境部 住宅課

電話 047-451-1151 (代表) 内線 240
047-453-9296 (直通)

目 次

1	申込みから入居までの流れ	3
2	申込み（入居）資格	4
3	申込みに必要な書類	7
4	申込みについての注意事項	8
5	選考方法	9
6	入居に関する事項	10
7	月収額の計算方法	11
8	市営団地一覧表	16
9	家賃額団地別一覧表	18
10	間取図	20
11	案内図	24

1 申込みから入居までの流れ



2 申込み（入居）資格

次の（１）から（５）までの全てに該当する方のみ、申し込むことができます。

（１）習志野市に住民登録があり、引き続き１年以上居住している方であること。又は習志野市内に勤務地を有し、引き続き１年以上勤務している方であること。

（今回の募集において「１年以上」とは、「令和５年４月３０日以前から」引き続き居住又は勤務している方とします。）

（２）現に同居し、又は同居しようとする親族等を有する方であること。

○【**単身入居希望の方**】

次の（ア）～（サ）のいずれかに該当する単身の方は、単身入居が可能な住宅に申込みできます。ただし、以下の場合を除きます。

・身体上又は精神上著しい障がいがある方で、常時介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることができず、又は介護を受ける事が困難であると認められる場合。

（ア）６０歳以上の方

（イ）身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が１級から４級までの方

（ウ）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

（エ）療育手帳の交付を受けている方

（オ）戦傷病者手帳の交付を受け、障がいの程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３の第１款症である方

（カ）原子爆弾被爆者の認定を受けている方

（キ）生活保護を受けている方

（ク）海外からの引揚者で、５年を経過していない方

（ケ）国立ハンセン病療養所等に入所していた方

（コ）配偶者からの暴力を受けた「被害者」で次に該当する方

①一時保護又は保護が終了した日から起算して５年を経過していない方

②裁判所が配偶者に下す被害者に対しての身の回りにつきまとい禁止等の命令の効力を生ずる日から起算して５年を経過していない方

（サ）犯罪被害者等基本法に規定する犯罪被害者等で、犯罪被害により従前の住戸に居住することが困難であることが明らかであり、次のいずれかに該当する世帯。

①犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった方

②現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住宅に居住し続けることが困難となった方

○同居している親族を不自然に分割した申込みはできません。

例：夫婦の別居、兄弟姉妹のみで両親から除かれた世帯、扶養関係のない祖父母と孫とからなる世帯等

○単身の方が入居できる団地は、鷺沼団地、鷺沼台団地（２号棟）、泉団地、東習志野団地（１～３号棟）となりますので、御了承ください。

(3) 現在、住宅に困窮していることが明らかな方であること。

○原則として、「持ち家の方」（「所有権登記」上の名義人及び共有名義人を含みます。）及びUR都市機構（旧公団）・公社・公営住宅に入居している方等、住宅に困窮している事が明らかではない方は申込みできません。

ただし、立退きしなければならない、収入に比して家賃が著しく過大である、住宅の規模や間取りと世帯構成の関係から衛生上・風教上不適当な居住状態である等の特別な事情がある場合は除きます。

(4) 収入基準以内であること。（入居予定者のうち所得のある者全員の所得を合算し所定の計算をした月収額が次の表の額以下であること。）

対象の世帯	収入の基準	
	公 営 住 宅	改 良 住 宅
原則階層	月収額 158,000円以下	月収額 114,000円以下
裁量階層	月収額 214,000円以下	月収額 139,000円以下

※月収額の計算方法は11ページから15ページを参照してください。

裁量階層とは、次に掲げる世帯です（該当しない方は原則階層です。）。

該 当 世 帯	該 当 要 件
高 齢 者 世 帯	入居を申し込む方が60歳以上で、同居しようとする親族の方全員が「18歳未満又は60歳以上」である場合（60歳以上の単身者も該当します。）
障 が い 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが障がい者（以下の条件）である場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている1～4級までの障がい者の方 ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1～2級の障がい者の方 ③療育手帳の交付を受けている②と同程度の障がい者の方
戦 傷 病 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症である場合
被 爆 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが被爆者で、厚生労働大臣の認定を受けている場合
海 外 引 揚 者 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが海外からの引揚者で、引揚げから5年以内の場合
ハ ン セ ン 病 療 養 所 入 所 者 等 世 帯	入居を申し込む方、又は同居しようとする親族のどなたかが国立ハンセン病療養所等に入所していた場合
子 育 て 世 帯	同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる場合
そ の 他	必要に応じ、各種書類の提出又は提示をお願いする場合があります。

- (5) 申込者本人又は同居親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

*申込（入居）資格の特例

1. 平成23年3月11日時点において、福島県の避難指示区域（※）内に住所があり、現在住宅に困窮している方は、市内在住要件、同族親族要件、収入要件、（前述（1）（2）及び（4））にかかわらず申し込みをすることができます。なお、入居後は手続等、一般の入居者と同様の取り扱いとなります。また、前述（4）の収入基準を超える方の家賃は、18ページの「9 家賃額団地別一覧表」の金額よりも高くなる場合があります。（※）「避難指示区域」とは、募集月の前月末時点で、「警戒区域」「計画的避難区域」「避難指示解除準備区域」「居住制限区域」「帰宅困難区域」に指定されている区域のことです。
2. 大規模災害、震災、その他の災害を受けた市街地の復興のため、被災市街地復興特別措置法において住宅被災市町村に該当する区域にお住まいの方で、住宅に困窮している場合は、申込（入居）資格の特例の対象となる場合がありますので御相談ください。

3 申込みに必要な書類

【申込者全員に提出又は提示していただく書類】

- ①市営住宅入居申込書（別添様式）
- ②居住状況等申出書（別添様式）
- ③算定月収計算表（別添様式）
- ④住民票
 - ・ 申込者及び同居者全員分必要です。
 - ・ 続柄・本籍の記載は省略しないでください。
 - ・ マイナンバーの記載は不要です。
- ⑤収入を証する書類
 - ・ 申込者及び同居者で収入がある方全員分必要です。
 - ・ 給与所得の方……源泉徴収票、給与証明書等
 - ・ 事業所得の方……令和5年分確定申告書の控え、収支明細書等
 - ・ 年金収入の方……年金源泉徴収票、年金支払通知書、振込額が分かる通帳等
- ⑥現在の家賃額が分かる書類（賃貸借契約書、領収書、口座振替通帳等）
- ⑦郵便はがき（申込者の宛名を明記。抽選結果通知用）

【申込者の状況によって提出又は提示していただく書類】

申 込 者 の 状 況	必要書類
婚約者と申し込む方	婚約証明書（所定様式）
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方	各種手帳
被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方	医療特別手当証書 又は 特別手当証書
海外からの引揚者の方	永住帰国者証明書
国立ハンセン病療養所等に入所していた方	当該施設に入所していたことの証明書
配偶者から暴力を受けている被害者の方	男女共同参画センター長等の証明又は裁判所の保護命令決定書など
現在失・退職等で所得のない方	退職証明書、離職票等
現在の住宅から立ち退きを求められている方	立ち退き理由、立ち退き期限等が分かる書類
その他	書類の提出又は提示をお願いする場合があります。

4 申込みについての注意事項

- 1 申込書の記入漏れがないよう御注意ください。
- 2 1世帯で希望団地を1団地選んでいただきます。複数の団地は申込みできません。
- 3 申込み後は、入居しようとする者の増減は認めません。ただし、申込書提出後の出生・死亡による増減は除きます。
- 4 家族を不自然に分割（夫婦の別居、兄弟姉妹のみで両親から除かれた世帯、扶養関係のない祖父母と孫とからなる世帯等）した申込みは認められません。
- 5 婚約者と申し込む場合は、入居審査時に「戸籍謄本」「婚姻届受理証明書」等、婚姻の事実が分かる書類を提出していただきます。
- 6 単身の方は、香澄団地、屋敷団地は申込みできません。
- 7 必要書類が揃っていない場合は受付できません。
- 8 次のような場合は失格となります。
 - (ア) 申込（入居）資格のうち、一つでも欠けるとき
 - (イ) 申込書に不正の記入があったとき
 - (ウ) 申込書の内容と、入居決定の際に再審査のために提出していただく書類の内容が一致しないとき
 - (エ) 単身不可の住宅で、入居許可時点で単身となったとき
 - (オ) 申込時は入居条件を満たしていたものの、その後条件を満足さなくなった場合
 - (カ) 1世帯で重複申し込みをしたとき
 - (キ) 申込み後、婚約者が変わったとき
 - (ク) 入居手続きを決められた日までに行わないとき

5 選考方法

- 1 提出された申込書等による書類審査を行います。
 - 必要に応じ、電話や訪問等による実態調査を行う場合があります。
- 2 公開抽選により入居を案内する順位を決定し、登録します。
 - 受付時にお渡しする「市営住宅空室入居登録募集受付票」の受付番号が、抽選番号となります。
 - 住宅困窮の著しい世帯等については、抽選において優遇措置を講ずることがあります。優遇措置の対象者及び優遇方法等については、書類審査（実態調査）結果をもとに、入居者選考委員会を開催し決定します。
 - 抽選結果（入居順位）は、郵便はがきで申込者全員に通知します。
 - 公開抽選の開催日時及び場所は、次のとおりです。

日 時： 令和6年5月31日（金） 午前10時より

場 所： 習志野市役所 市庁舎4階会議室

- 3 空室が生じた場合に、順位が上位の方から御連絡します。入居審査を行った上で入居許可の決定をいたします。
 - 入居審査に当たり、「市民税県民税課税証明書」等、改めて提出していただく書類がありますので、御承知おきください。
 - 再審査の結果、当初の申込内容と一致しない等の事由があった場合は、失格となります。
 - 今回登録の有効期間は、令和7年3月31日までです。有効期間内に空室のあっせんができなかった場合、登録は失効となりますので、あらかじめ御了承ください。

6 入居に関する事項

- 1 請書（賃貸借契約書に代わるもの）を作成していただきます。
- 2 敷金は、家賃の3か月分を納入していただきます。
- 3 入居の手続き（請書提出、敷金納入）は、入居許可のあった日から10日以内に行っていただきます。
- 4 家賃は原則として口座振替により納入していただきます。
- 5 入居後は、毎年6月～7月頃に収入申告書を提出していただくことにより世帯の収入を把握し、翌年度の家賃を決定いたします。収入申告書の提出がない場合は、近傍同種家賃となります。
- 6 入居されてから3年を経過した後に、世帯の月収額が収入基準を超えた場合は、住宅明け渡しの努力義務が生じるとともに、割増家賃がかかります。
- 7 入居されてから5年以上引き続き入居されている方で、世帯の月収額が31万3千円を2年間引き続き超えた世帯は、高額所得世帯と認定し、近傍同種の家賃（団地周辺の家賃相場と同程度の家賃）がかかります。また、明渡し請求を行う場合があります。
- 8 3か月以上市営住宅使用料を滞納した世帯は、明渡し請求の対象となります。
- 9 家賃のほかに共益費として、水道料（共同水栓）、電気料（共同灯、受水槽）等の共同施設の維持管理費が必要となります。
- 10 湯沸器・サッシ・家具家電等は個人負担となります。
（当初から市が設置している住宅を除く。）
- 11 令和6年度に適用する駐車場使用料は以下のとおりです。

◆市営住宅 駐車場使用料

団地名	駐車場使用料
鷺沼団地	月額 4,800円
鷺沼台団地	月額 5,600円
泉団地	月額 5,100円
東習志野団地	月額 4,700円
香澄団地	月額 5,000円
屋敷団地	月額 4,500円

※駐車場使用料を3か月以上滞納した場合は、使用許可を取り消す場合があります。

- 12 市営住宅では、犬・猫・鶏・鳩等の動物を飼うことはできません。処分できない場合は、失格又は退去していただくこととなります。
- 13 市営住宅を退去されるときは、退去者の費用負担で原状回復（私物の撤去、畳・襖の修繕、破損個所の修繕）をしていただきます。

○その他、詳細については空室案内時に御説明いたします。

7 月収額の計算方法

市営住宅入居申込み資格でいう月収額（5ページ（4）参照）とは、1年間の世帯の所得金額から、該当する控除額を差し引いた金額を12（ヶ月）で割った金額です。

（1）計算に当たっての注意事項

- 所得の種類（給与・年金・その他所得等）により月収額の計算の方法が異なりますので、どの所得に該当するか確認の上、計算してください。
- 入居しようとする家族に収入のある方が2人以上いる場合は、それぞれ所得を計算し、合算した額を世帯の年間所得金額としてください。
- 仕送り・失業給付金・労災保険の各種給付金・生活保護の扶助料・遺族年金・障害年金等、非課税とされている所得については、所得金額0円としてください。
- 過去に収入があっても、現在失業中の場合、又は退職することが確定しており、退職後に無収入となる場合は、所得金額を0円としてください。

（2）計算の順序

- 手順1：世帯の年間所得額を算出します。
- 手順2：控除額を算出します。
- 手順3：年間所得から控除額を差し引き、12（ヶ月）で割ります。

手順1. 世帯の年間所得を算出します。

世帯で2人以上に収入がある場合は、それぞれの方について個別に計算し、最後に合算した額を世帯の年間所得としてください。

① 給与の方（就職時期により、ア・イの方法で計算してください。）

就職（就労）の時期	計 算 方 法
ア. 現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	$\frac{\text{前年1年間の総収入 (A)}}{\text{(源泉徴収票の「支払金額の部分です。）」}}$
イ. 申込時現在の勤務先に前年1月2日以降就職又は転職した方（年の途中で再就職した方）	$\frac{\text{再就職後の各月の収入の合計 (通勤費、賞与を除く。)}}{\text{再就職後の月数}} \times 12$ $+ \text{賞与等} = \text{年間の推定総収入額 (A)}$ <p style="font-size: small;">(注) 現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、予定されている1ヶ月分の給与を12倍してください。</p>

(A) が 1,628,000 円から 6,599,999 円までの方は、次の例により端数整理し、その額を次の表に当てはめて算出してください。

例 $3,832,999 \text{ 円} \div 4,000 \text{ (定数)} = 958.24975 \text{ 円}$
 $958 \text{ 円 (小数点以下切捨て)} \times 4,000 \text{ (定数)} = 3,832,000 \text{ 円}$
 (端数整理後の総収入金額)

(A) が上記以外の金額の方は、端数整理せずそのまま下表に当てはめてください。

<端数整理後の年間所得計算表>

(年間推定) 総収入額の区分	年間所得の計算方法
550,999 円まで	年間所得は = 0円
551,000 円～1,618,999 円 まで	(総収入金額) - 550,000 円
1,619,000 円～1,619,999 円 まで	年間所得は = 1,069,000 円
1,620,000 円～1,621,999 円 まで	年間所得は = 1,070,000 円
1,622,000 円～1,623,999 円 まで	年間所得は = 1,072,000 円
1,624,000 円～1,627,999 円 まで	年間所得は = 1,074,000 円
1,628,000 円～1,799,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 + 100,000 円
1,800,000 円～3,599,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 80,000 円
3,600,000 円～6,599,999 円 まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 440,000 円
6,600,000 円～8,499,999 円 まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,100,000 円
8,500,000 円から	(総収入金額) - 1,950,000 円

この表に当てはめて算出した額が、給与の方の年間所得になります。

② 公的年金所得の方

受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得の計算方法
64歳以下の方	600,000 円まで	所得は0円
	600,001 円から 1,299,999 円まで	(年金の総収入額) - 600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000 円
65歳以上の方	1,100,000 円まで	所得は0円
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(年金の総収入額) - 1,100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 685,000 円

この表に当てはめて算出した額が、**公的年金所得の方の年間所得**になります。

③ その他の所得・日雇の方

(1) その他の所得の場合

開業等の時期	計算の方法
現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
現在の事業を前年1月2日以降に始め、1年以上経過している方	申込み前1年間の所得金額をもって計算する。
現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方	事業を始めた翌月から申込前月までの総収入額(総売上高) - 必要経費 ÷ 営業月数 × 12(ヶ月) = 1年間の推定所得金額

(2) 日雇の場合

雇用の時期	計算の方法
前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
前年1月2日以降に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額をもって計算する。

この表に当てはめて算出した額が、**その他所得・日雇の方の年間所得**になります。

A : 世帯の年間所得額	円
--------------	---

手順2. 控除額を算出します。

下記の表により、世帯の控除額を算出してください。

控除名		控除対象者	控除額
一般控除	基礎控除 (給与年金)	給与所得又は公的年金等の所得のある人	1人につき 10万円 本人の所得が10万円未満の場合はその所得金額
	親族控除	(申込者本人を除く)同居、又は同居しようとする親族及び遠隔地扶養親族	1人につき 38万円
特別控除	老人扶養控除	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	10万円
	特定扶養親族控除	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	25万円
	ひとり親控除	婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明で、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下で他の人と生計を一にしてない子に限る)があり、合計所得金額が500万円以下であり、婚姻関係と同等の事情にある人がいない人	35万円 本人の所得が35万円未満の場合はその所得金額
	寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、いずれかを満たす人 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で合計所得金額が500万円以下であり、婚姻関係と同等の事情にある人がいない人 ②夫と死別した後婚姻をしていない人か夫の生死が不明な人で、本人の所得金額が500万円以下であり、婚姻関係と同等の事情にある人がいない人	27万円 本人の所得が27万円未満の場合はその所得金額
	障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち、 ①精神保健指定医等から中度・軽度の知的障がい者と判定された人(療育手帳表示B) ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2・3級の人 ③身体障害者手帳の交付を受けている人で3級以下の人 ④傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症以下の人 ⑤年齢65歳以上の人で障がいの程度が①③と同程度であることの福祉事務所長の認定書を交付されている人	27万円
特別障害者控除	所得者本人及び扶養親族のうち、 ①心神喪失の状況にある人(医師の診断書) ②精神保健指定医等から重度の知的障がい者と判定された人(療育手帳表示A) ③国民年金法施行令別表の1級と同程度の人(都道府県知事等の証明書) ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 ⑤身体障害者手帳の交付を受けている人で1・2級の人 ⑥戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症から第3項症までの人 ⑦原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受けている人 ⑧常に就床を要し、複雑な介護を要する人(医師の診断書) ⑨年齢65歳以上で障がいの程度が①②⑤と同程度であることの福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	40万円	

B: 控除額計

円

手順3. 世帯の年間所得から控除額を差し引き、12(ヶ月)で割ります。

$$\boxed{A : \text{世帯の年間所得額}} - \boxed{B : \text{控除額}} = \boxed{C}$$

$$\boxed{C} \div \boxed{12(ヶ月)} = \boxed{\text{世帯の月収額}}$$

◎世帯の月収額が、収入基準（原則階層158,000円、裁量階層214,000円）以下であれば申込みできます。（裁量階層については、5ページ参照）
また、市営住宅の家賃決定の基準となります。（18、19ページ参照）

<参考> 収入基準早見表

(1) 給与所得者1人の場合（前年1年間の総収入金額）

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
公営住宅	原則階層	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,471,999円以下	4,947,999円以下
	裁量階層	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下	5,311,999円以下	5,787,999円以下
改良住宅	原則階層	2,211,999円以下	2,755,999円以下	3,299,999円以下	3,811,999円以下	4,287,999円以下
	裁量階層	2,643,999円以下	3,183,999円以下	3,711,999円以下	4,187,999円以下	4,663,999円以下

(2) 事業所得者1人の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

		単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
公営住宅	原則階層	1,896,000円以下	2,276,000円以下	2,656,000円以下	3,036,000円以下	3,416,000円以下
	裁量階層	2,568,000円以下	2,948,000円以下	3,328,000円以下	3,708,000円以下	4,088,000円以下
改良住宅	原則階層	1,368,000円以下	1,748,000円以下	2,128,000円以下	2,508,000円以下	2,888,000円以下
	裁量階層	1,668,000円以下	2,048,000円以下	2,428,000円以下	2,808,000円以下	3,188,000円以下

注・この表は、14ページの「特別控除」の対象者がなく、収入のある方が1人の場合の早見表です。

・世帯員数には、遠隔地扶養者も含まれます。

8 市営団地一覽表

※改良住宅は斜字で表示しています。

団地名	号棟	設置年度	戸数	間取り	階数	単身入居	所在地	備考
鷺沼	1	昭45	12	2DK	3階	可	鷺沼2-9-32	
	2	昭45	16	2DK	4階	可	鷺沼2-9-31	
鷺沼台	1	昭45	24	2K	4階	不可	鷺沼台2-2-1	母子世帯向
	2	昭46	24	2DK	4階	可	鷺沼台2-2-2	
泉	1	昭35	24	1DK	3階	可	泉町2-2-1	
	2	<i>昭38</i>	<i>24</i>	<i>1DK</i>	<i>3階</i>	<i>可</i>	<i>泉町2-2-2</i>	<i>改良住宅</i>
	3	<i>昭39</i>	<i>24</i>	<i>1DK</i>	<i>3階</i>	<i>可</i>	<i>泉町2-2-3</i>	<i>改良住宅</i>
	4	<i>昭39</i>	<i>24</i>	<i>1DK</i>	<i>3階</i>	<i>可</i>	<i>泉町2-2-4</i>	<i>改良住宅</i>
	5	昭40	18	2DK	3階	可	泉町2-2-5	
	6	昭42	18	2DK	3階	可	泉町2-2-6	
	7	昭41	18	2K	3階	可	泉町2-2-7	
	8	昭41	18	2K	3階	可	泉町2-2-8	
東習志野	1	<i>昭37</i>	<i>24</i>	<i>1DK</i>	<i>3階</i>	<i>可</i>	<i>東習志野4-4-1</i>	<i>改良住宅</i>
	2	<i>昭37</i>	<i>24</i>	<i>1DK</i>	<i>3階</i>	<i>可</i>	<i>東習志野4-4-2</i>	<i>改良住宅</i>
	3	昭38	24	1DK	3階	可	東習志野4-4-3	
	4	昭50	32	3DK	4階	不可	東習志野4-4-4	
香澄	1	昭55	32	3DK	5階	不可	香澄1-4-1	
			6	3DK	5階	不可	〃	高齢者世帯向
			2	2LDK	5階	不可	〃	身障世帯向
	2	昭56	32	3DK	5階	不可	香澄1-4-2	
			4	3DK	5階	不可	〃	高齢者世帯向
			4	2LDK	5階	不可	〃	身障世帯向
	3	昭62	32	3DK	5階	不可	香澄1-4-3	
			8	3DK	5階	不可	〃	高齢・身障世帯向
	4	昭63	40	2DK	5階	不可	香澄1-4-4	
	屋敷	1	平12	3	3DK	3階	不可	屋敷1-17-1
6				2DK	3階	不可	〃	
2		平12	8	3DK	3階	不可	屋敷1-17-2	
			9	2DK	3階	不可	〃	
3		平14	6	3DK	3階	不可	屋敷1-17-3	
			2	2DK	3階	不可	〃	身障世帯向
			9	2DK	3階	不可	〃	
4		平14	6	3DK	3階	不可	屋敷1-17-4	
			1	2DK	3階	不可	〃	身障世帯向
	8		2DK	3階	不可	〃		

- ・構造は、全ての団地が中層耐火構造です。全団地、浴室・浴槽釜付きです。
- ・泉団地1～4号棟及び東習志野団地1～3号棟については、平成22～29年度にかけ、大規模改修工事を実施した団地です。

- ・入居の申し込みは、入居を希望する団地名を記入していただきます。抽選後、決定した順番で、各世帯の条件に合う部屋を案内いたします。
- ・案内後入居辞退する事は出来ませんが、入居順位が最下位に繰り下がるのでご了承下さい。

○備考欄の住宅について

- ・母子世帯向住宅（鷺沼台団地1号棟）
配偶者のいない女子であって、現に20歳未満の子を扶養している者向けの住宅です。
- ・身体障がい者世帯向住宅（香澄団地1～3号棟・屋敷団地3・4号棟の1階部分）
「身体障害者福祉法施行規則別表第5号」に定める1級から4級及び戦傷病者で「恩給法別表第1号表ノ3」第1款症以上の障がい者がいる世帯向けの住宅です。
※香澄団地3号棟の身体障がい世帯向け住宅には、車いす用スロープがありません。
- ・高齢者世帯向住宅（香澄団地1～3号棟の1階部分）
60歳以上の者と、その親族で次に該当する者のみからなる世帯向けの住宅
 1. 配偶者
 2. 18歳未満の児童
 3. 重度・中度の身体障がい者又は知的障がい等の精神的障がいを有する者
 4. 60歳以上の者
- ・改良住宅
住宅地区改良法に基づき住宅密集地区の居住環境を改良するために建設された住宅で、公営住宅と同様の管理が行われる住宅です。
公営住宅と違い家賃は定額となっています。

9 家賃額団地別一覧表

令和6年度に適用する家賃額を、世帯の月収額（11ページ「7. 月収額の計算方法」参照）の収入区分に応じて団地別に示してあります。

(1) 公営住宅

（単位：円）

R6.4.1～		令和6年度習志野市営住宅家賃一覧表					
団地名	号棟 (タイプ)	原則階層				裁量階層	
		1	2	3	4	5	6
		104,000円 以下	104,001円 ～123,000円	123,001円 ～139,000円	139,001円 ～158,000円	158,001円 ～186,000円	186,001円 ～214,000円
鷺沼	1・2号棟	9,900	11,500	13,100	14,800	16,900	19,500
鷺沼台	1号棟	9,600	11,100	12,700	14,300	16,400	18,900
	2号棟	10,800	12,500	14,300	16,200	18,500	21,300
泉	1号棟	10,400	12,000	13,800	15,500	17,800	20,500
	5号棟	8,000	9,200	10,600	11,900	13,600	15,800
	6号棟	8,400	9,700	11,000	12,500	14,300	16,500
	7号棟	7,900	9,200	10,500	11,800	13,500	15,600
	8号棟	7,900	9,200	10,500	11,800	13,500	15,600
東習志野	3号棟	11,200	12,900	14,800	16,700	19,100	22,000
	4号棟	14,600	16,800	19,300	21,700	24,800	28,700
香澄	1号棟	17,700	20,500	23,400	26,400	30,200	34,800
	2号棟	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700	35,400
	3号棟	19,700	22,800	26,000	29,400	33,600	38,700
	4号棟	20,000	23,100	26,400	29,800	34,000	39,300
屋敷	1号棟 2DK (A)	21,900	25,300	28,900	32,600	37,200	43,000
	1号棟 2DK (B)	20,500	23,700	27,100	30,600	35,000	40,400
	1号棟 3DK	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,400
	2号棟 2DK (A)	21,900	25,300	28,900	32,600	37,200	43,000
	2号棟 2DK (B)	20,500	23,700	27,100	30,600	35,000	40,400
	2号棟 3DK	25,100	29,000	33,200	37,400	42,800	49,400
	3号棟 2DK (A)	22,100	25,500	29,100	32,900	37,600	43,400
	3号棟 2DK (B)	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700
	3号棟 2DK (スロープ付)	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500
	3号棟 3DK	25,400	29,300	33,500	37,800	43,200	49,800
	4号棟 2DK (A)	22,100	25,500	29,100	32,900	37,600	43,400
	4号棟 2DK (B)	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700
	4号棟 2DK (スロープ付)	22,100	25,600	29,200	33,000	37,700	43,500
	4号棟 3DK	25,400	29,300	33,500	37,800	43,200	49,800

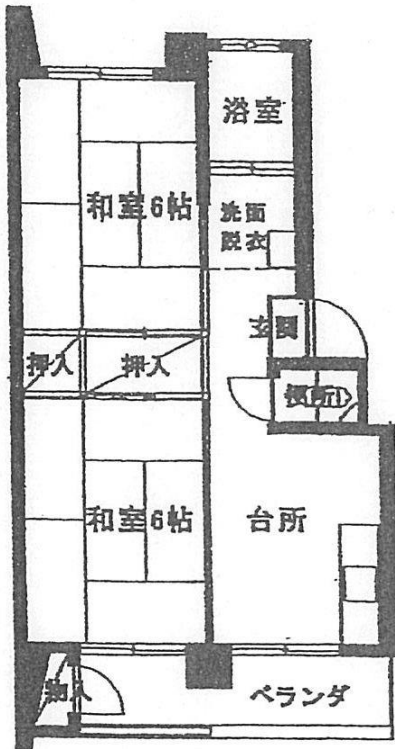
(2) 改良住宅

令和6年度に適用する家賃額です。公営住宅と異なり定額家賃となります。

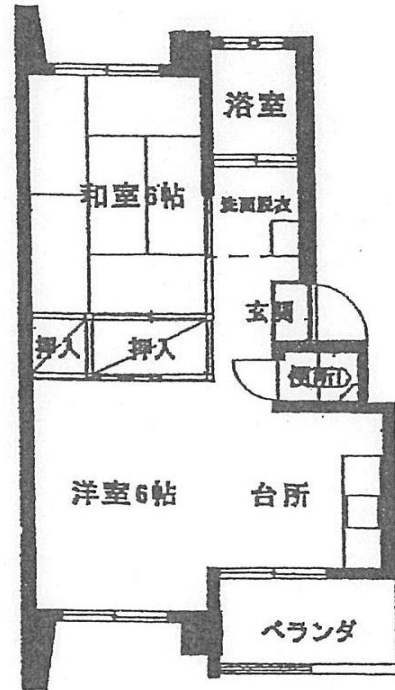
(単位：円)

団地名	号棟	家賃額
泉	2	9,400
	3	9,600
	4	10,200
東習志野	1	9,200
	2	10,000

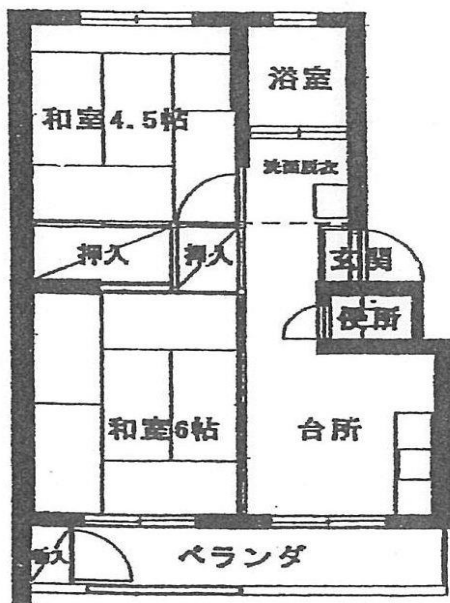
10 間取図



鷺沼団地1・2号棟



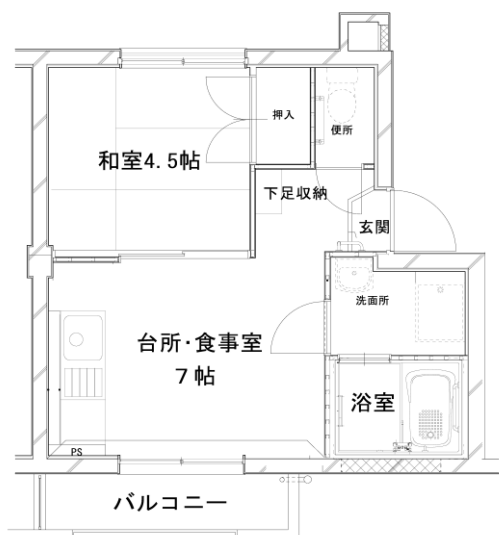
鷺沼台団地1号棟



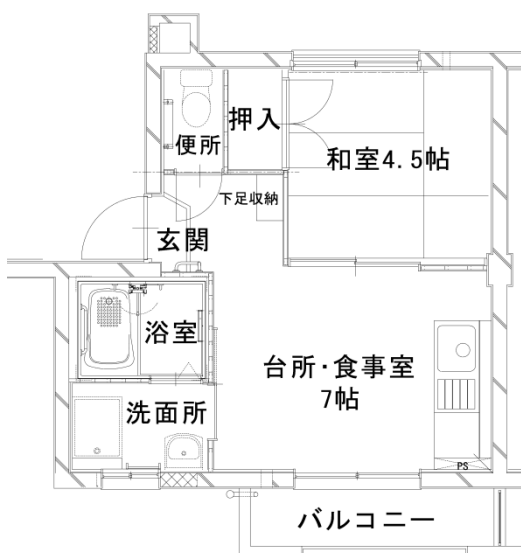
鷺沼台団地2号棟



泉団地1号棟
東習志野団地3号棟

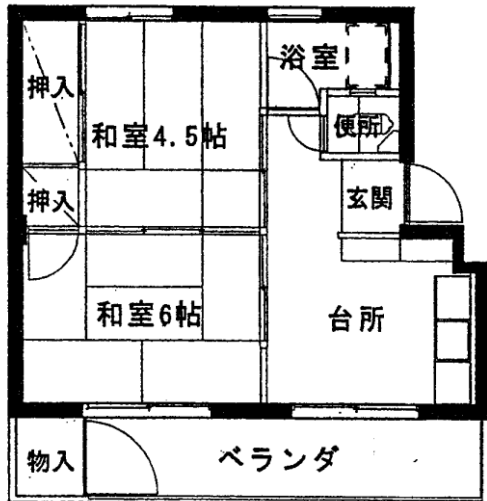


泉団地 2号棟

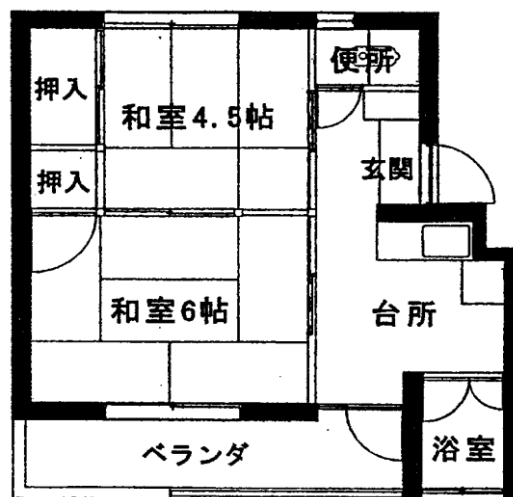


泉団地 3・4号棟

東習志野団地 1・2号棟



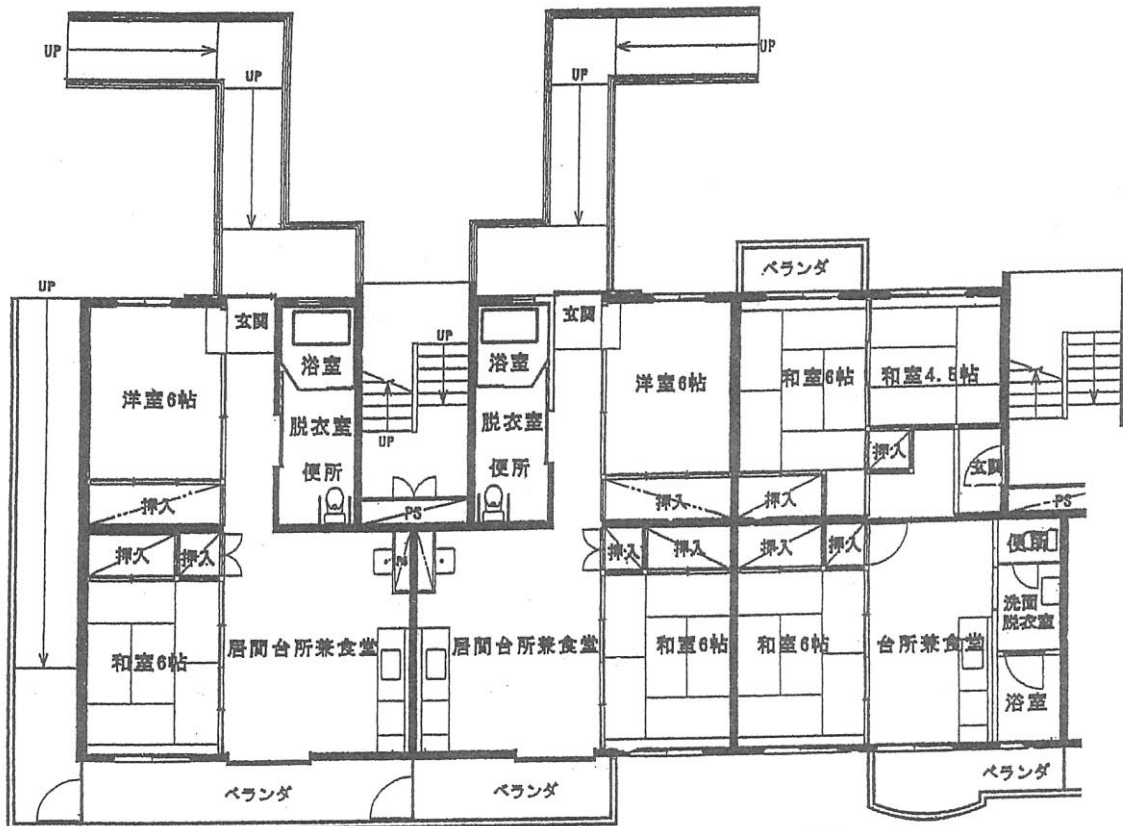
泉団地 5・6号棟



泉団地 7・8号棟



東習志野団地4号棟

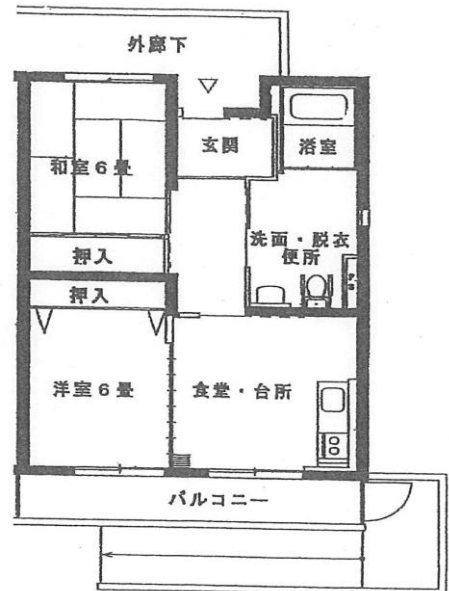


香澄団地1・2号棟
(身体障がい者向住戸)

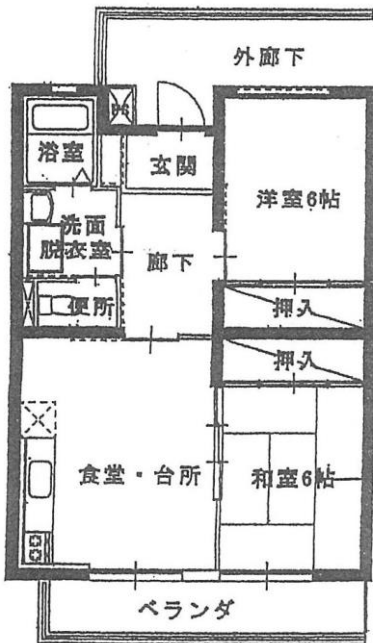
香澄団地1・2・3・4号棟
(一般世帯、高齢者世帯向、
3号棟身体障がい者向)



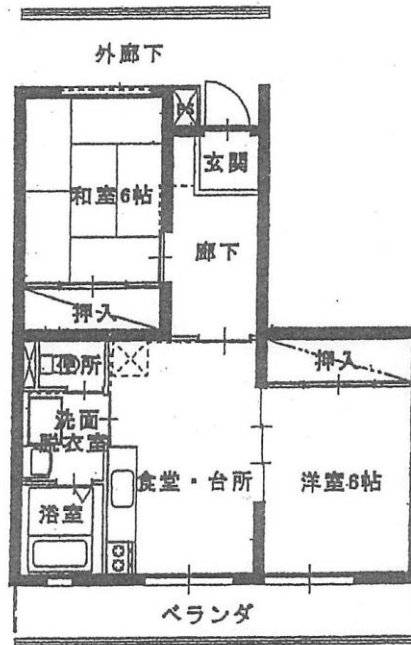
屋敷団地 3DK



屋敷団地3・4号棟
スロープ付



屋敷団地 2DK



屋敷団地 2DK

1 1 案内図



